

内閣府本府における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に係る優先的検討
規程

〔平成 29 年 3 月 22 日〕
大臣官房会計課長決定

1 総則

一 目的

本規程は、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業
機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するととも
に、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済及び地域経
済の健全な発展に寄与することを目的とする。

二 定義

本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

イ PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11
年法律第 117 号)

ロ 公共施設等 PFI 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等

ハ 公共施設整備事業 PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する
事業

ニ 利用料金 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金

ホ 運営等 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する運営等

ヘ 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、
国民に対するサービスの提供を含む。

ト 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、
多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来
型手法に優先して検討すること

2 優先的検討の対象とする事業及び検討開始時期

一 優先的検討の対象とする事業

建築物の整備等に関する事業、利用料金の徴収を行う公共施設整備事業その他の民
間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備
事業(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)に
基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業及び民間事業者が実
施することが法的に制限されている公共施設整備事業を除く。)のうち別表の左欄に掲
げる事業(以下「対象事業」という。)を優先的検討の対象とする。ただし、現に PPP/PFI
手法の導入を前提とした検討がされている場合及び災害復旧事業その他の緊急に実施

する必要がある場合については、この限りでない。

二 優先的検討の開始時期

優先的検討の開始時期は、別表の左欄に掲げる事業の種類に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる時期とする。

3 PPP/PFI 手法の選択及び公表

対象事業については、原則として包括的民間委託方式を選択するものとする。例外的に分離・分割発注を行う場合においては、その理由を公表するものとする。なお、対象事業について包括的民間委託方式以外の PPP/PFI 手法を導入する場合には詳細に検討を行ったうえ、その結果を公表するものとする。

4 規程の見直し

内閣府は、規程の運用の状況等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表

対象事業	検討開始時期
内閣府本府インフラ長寿命化計画（行動計画）に規定された内閣府本府が維持管理する施設の運営等に関する事業（ただし、単年度の事業費が1億円以上のものに限る。）	既存契約終了時の2年前を目途に検討の開始を行う。

備考

公共施設整備事業のうち建築物の建設及び改修（別に定める基準を満たすもの）については、内閣府において、国土交通省優先的検討規程に準じて検討を行うものとし、その際には当該建築物の運営等も含めて検討を行うものとする。

建築物の建設及び改修についての公共施設整備事業に係る優先的検討の対象とする基準について

内閣府本府における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に係る優先的検討規程（以下「優先的検討規程」という。）別表中の備考に基づき、建築物の建設及び改修を含む公共施設整備事業の優先的検討の対象とする基準を下記のとおり定める。

なお、優先的検討規程の運用の状況や社会情勢等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

記

事業費の総額が10億円以上の事業であって、次に掲げるもの以外のものとする。

- 1 土壌汚染など事業継続に影響を及ぼす極めて重大なリスクがあるもの
- 2 施設整備業務が部分的な改修のみの場合など事業の特殊性により、設計や建設、維持管理・運営方法が制限されるもの
- 3 施設の使用目的等により完成時期が決定されているため、PPP/PFI手法を適用するための検討期間や工期の不足が明らかなもの
- 4 施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものであって、施設の延べ床面積が15,000㎡以下であるもの（利用料金の徴収を行わないものに限る。）
- 5 立地や土地・建物の所有関係に係る事情等により、事業の各段階において他機関との調整事項の発生等が見込まれ、内閣府本府が相当程度の裁量を有して主体的に実施せざるを得ないもの